○内閣府告示第二百三十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第五条に規定する措置に基づき、平成十七年内閣府告示第九百十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十三年六月二十九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　静岡県榛原郡吉田町

二　構造改革特別区域の名称　吉田町教育特区

三　構造改革特別区域の範囲　静岡県榛原郡吉田町の全域

○内閣府告示第二百四十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年内閣府告示第八十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十三年六月二十九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　松山市

二　構造改革特別区域の名称　松山市キャリア人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　松山市の全域

○内閣府告示第二百四十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十三年六月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣　菅　直人

一　地域再生計画の作成主体の名称　札幌市

二　地域再生計画の名称　☆チャレンジ都市さっぽろ☆～魅力を活かした人材雇用創出プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　札幌市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）

○内閣府告示第二百四十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十三年六月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣　菅　直人

一　地域再生計画の作成主体の名称　室蘭市

二　地域再生計画の名称　環境産業拠点都市形成の推進とＩＴ活用により持続可能な「ものづくり」を高度・多様化させる地域雇用創造プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　室蘭市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）

○内閣府告示第二百四十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十三年六月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣　菅　直人

一　地域再生計画の区域の範囲　二戸市並びに岩手県九戸郡軽米町及び九戸村並びに二戸郡一戸町

二　地域再生計画の名称　地域産業を支える人材育成と雇用機会の創出

三　地域再生計画の区域の範囲　二戸市並びに岩手県九戸郡軽米町及び九戸村並びに二戸郡一戸町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）

○内閣府告示第二百四十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十三年六月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣　菅　直人

一　地域再生計画の作成主体の名称　秋田県雄勝郡羽後町

二　地域再生計画の名称　食と歴史・文化を生かした観光・商業と地域産業の振興による雇用創造計画

三　地域再生計画の区域の範囲　秋田県雄勝郡羽後町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）

○内閣府告示第二百四十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十三年六月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣　菅　直人

一　地域再生計画の作成主体の名称　山形県及び南陽市並びに山形県東置賜郡高畠町及び川西町

二　地域再生計画の名称　南陽・高畠・川西の食農観連携による雇用創造イノベーションプラン

三　地域再生計画の区域の範囲　南陽市並びに山形県東置賜郡高畠町及び川西町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）

○内閣府告示第二百四十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十三年六月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣　菅　直人

一　地域再生計画の作成主体の名称　米沢市

二　地域再生計画の名称　賑わい再生を目指したまちづくりと新産業創出による雇用創出プラン

三　地域再生計画の区域の範囲　米沢市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）

○内閣府告示第二百四十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十三年六月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣　菅　直人

一　地域再生計画の作成主体の名称　七尾市

二　地域再生計画の名称　農・商工・観光を連携した人が輝く交流体感都市七尾の再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　七尾市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）

○内閣府告示第二百四十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十三年六月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣　菅　直人

一　地域再生計画の作成主体の名称　橋本市

二　地域再生計画の名称　余裕教室を活用した子育て支援計画

三　地域再生計画の区域の範囲　橋本市の区域の一部（境原小学校区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　補助対象財産の転用手続の一元化・迅速化（三の五③）